

# 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)のお知らせ

## ■朝霞市役所

- 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム
- ☎463-8673

現在、市では年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給に向けた準備を進めています。

## ■厚生労働省の相談窓口

- 専用ダイヤル ☎0570-037-192
- 受付時間 平日午前9時～午後6時

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)

所得の少ない高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。なお、支給対象の可能性がある方へ4月中旬に申請書を発送します。対象と思われる方で申請書が届かない場合はご連絡ください。

### 支給要件

■**支給対象者**：平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上(昭和27年4月1日以前に生まれた方)となる方。平成27年度臨時福祉給付金の対象者の要件とは、平成27年1月1日時点で住民票が朝霞市にある方で、平成27年度の市民税(均等割)が課税されない方。ただし、市民税(均等割)が課税される方の扶養親族\*の場合や生活保護制度の被保護者などの場合は対象外です。

\*扶養親族とは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者をいいます。

■**支給額**：支給対象者1人につき3万円(年金生活者支援給付金の半年分に相当する分)

### 申請方法

右記の申請先へ郵送(同封の返信用封筒利用可)または持参してください。

■**申請先**：朝霞市役所 臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チーム(本館1階福祉課内)

■**申請期間**：4月18日(月)～7月19日(火) ※消印有効  
※原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんので、必ず申請期間内に申請してください。

### ■提出書類

＜**緑色の申請書が届いた方**＞ ①申請書、②口座を変更する場合は、指定した口座が確認できる書類

＜**ピンク色の申請書が届いた方**＞ ①申請書、②本人確認書類、③指定した口座が確認できる書類、④申請者を扶養している方(市民税の扶養親族など)の非課税証明書(朝霞市以外にお住まいの方に扶養されている場合)

### 給付金の受取方法

原則として、申請書に記載した指定口座に振り込みます。

### ＜代理申請・受給＞

本人による申請が難しい場合は、代理申請・受給を行うことができます。代理申請・受給が可能な方など手続きの詳細については、申請書をご覧ください。お問い合わせください。

## 「振り込め詐欺」にご注意ください。

朝霞市や厚生労働省などの職員がATM(銀行、コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)に関して、これらの疑いのある電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず朝霞市や朝霞警察署(または警察相談専用電話)にご連絡ください。

朝霞警察署 ☎465-0110

警察相談専用電話 #9110

## 配偶者からの暴力を理由に避難している方への対応

配偶者からの暴力を理由に避難していて、事情により平成27年1月1日時点で住民票を移すことができていない方で、一定の要件を満たす方は、住民票のある市区町村ではなく、実際にお住まいの市区町村で高齢者向け給付金の支給申請をすることができます。なお、実際にお住まいの市区町村で支給申請をするためには、配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申し出を事前に行う必要があります。詳しくは、臨時福祉給付金等支給業務プロジェクト・チームにお問い合わせください。

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け) Q & A

### Q1 平成27年1月2日以降に引っ越してきた場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

給付金は、平成27年1月1日時点で住民票のある市区町村から支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、平成27年1月1日時点でのお住まいの市区町村にお問い合わせください。

### Q2 平成27年1月1日以降に亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

平成27年1月1日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方は給付金の対象になりません。

### Q3 自分が住民税(均等割)を課税されているかどうか、どうすれば確認できますか？

例えば、次の場合には基本的に住民税が課税されています。  
○ご自身の給与や年金の収入が非課税限度額を超える場合

○会社勤務などの方であれば、ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合

○65歳以上の方であれば、介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」が一定段階以上となっている場合

### Q4 臨時福祉給付金における、扶養親族等とは何ですか。

臨時福祉給付金における扶養親族等の範囲は、基本的には税務上の扶養に準じます。具体的には、控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者および白色事業専従者(※)となります。

※事業専従者：青色・白色申告を行う個人事業主と生計を一つにする配偶者や、15歳以上の親族で年間6か月以上その事業に専ら従事している人